

議案第 76 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 24 日岡山県指令市第 15 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

里庄町長 赤木 功

（提案理由）

令和 7 年 12 月 12 日に公布された「医療法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 87 号）により、令和 8 年 10 月 1 日付で「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称変更されることとなった。

これに伴い、岡山県後期高齢者医療広域連合規約に使用されている「社会保険診療報酬支払基金」の文言を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める必要があるため、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 3 項及び同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月２４日岡山県指令市第１５号）の一部を次のように変更する。

第１７条第１項第３号中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。